

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

基本情報	
地方公共団体名	長崎県
事業計画名	県が市町と一体で取り組む重点対策加速化事業計画
事業計画の期間	令和5年度～令和10年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

① 温室効果ガスの排出状況

長崎県における2019年度の温室効果ガス排出量は814.4万トン（CO₂換算）であり、基準年度である2013年度に比べ24.5%減となっている。

表1 県内の温室効果ガス排出量の削減目標と現状（単位：万t-CO₂）

部門・分野	2013年度 (基準年度)	2018年度 (前年度)	2019年度 (現状)		2030年度 (目標年度)	
	排出量	排出量	排出量	2013年度比	排出量	2013年度比
産業部門	171.7	73.9	85.6	▲50.2%	80.2	▲53.3%
業務その他部門	232.1	136.6	136.8	▲41.1%	103.2	▲55.5%
家庭部門	217.0	134.9	138.3	▲36.2%	91.7	▲57.7%
運輸部門	219.6	202.0	202.0	▲8.0%	165.9	▲24.4%
エネルギー転換 部門	129.8	122.2	122.9	▲5.3%	112.2	▲13.5%
廃棄物部門	28.9	28.7	34.5	19.4%	28.0	▲3.2%
メタン・一酸化 二窒素・代替フ ロン等4ガス	79.1	91.9	94.2	19.1%	68.7	▲13.2%
森林吸収量	-	-	-	-	▲59.0	-
合 計	1078.2	790.2	814.4	▲24.5%	590.9	▲45.2%

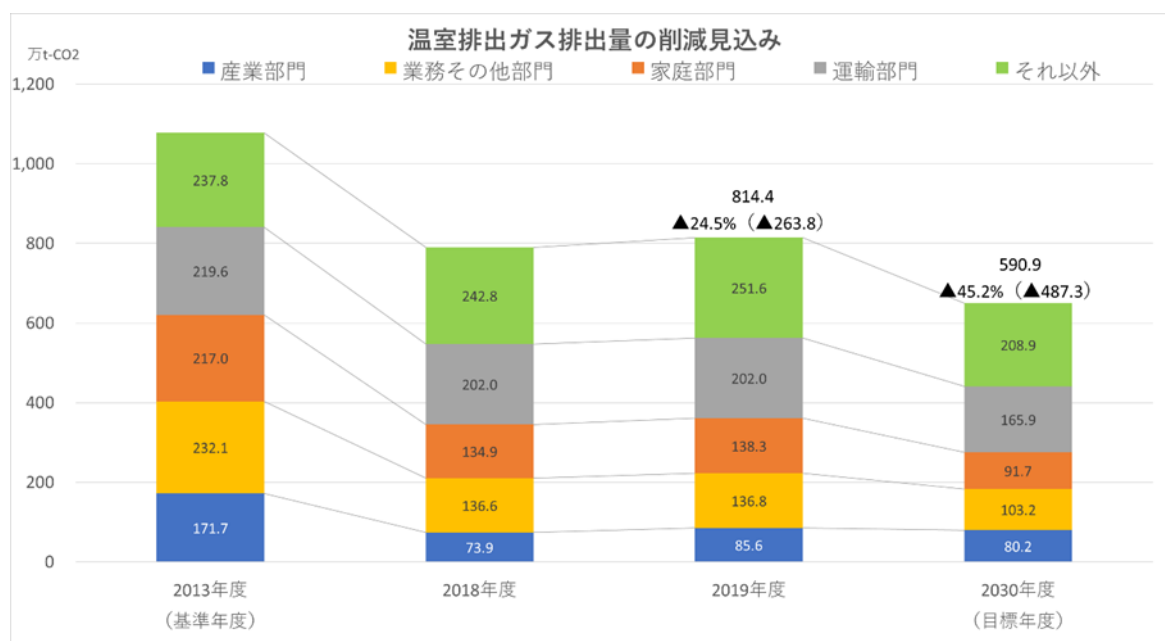


表2 県の事務事業における二酸化炭素排出量の削減目標と現状（単位：t-CO2）

項目		2013 年度 (基準年度)	2020 年度 (令和2年度)		
			目標値	実績値	2013 年度比
二酸化炭素排出量		68,018	52,805	40,173	▲40.9%
内 訳	燃料使用関係	29,490	28,478	22,643	▲23.2%
	電気使用関係	38,528	24,327	17,530	▲54.5%

② 地域の課題

本県は全国一離島が多く、本土と系統接続されていない地域もあるほか、半島地域もあり複雑な地形であることから、燃料費が他県よりも高くなる傾向にある。以上のことから、特に離島地域、半島地域については、省エネと電化（再エネ電力）を進めることがより重要となる。

③ 2030 年度までに目指す地域脱炭素の姿

2021 年3月に策定した第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画（以下「第2次実行計画」という。）では、2030 年度における県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 45.2%削減することを目標としており、併せて気候変動適応策にも取り組むことで、「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」を目指すべき将来像としている。

さらに、「2050 年度までに『脱炭素社会』の実現」を目指すこととしている。

④ 取組の方針

第2次実行計画の中期目標である、2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 45.2%削減するため、県民、事業者、行政などそれぞれの主体による、省エネ・再エネ推進等の取組を促進していく。

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務 事業編	状況		改定時期
		改正温対法に基づく改定済	
	○	改定中	令和7年度改定予定
	最新の事務事業編のリンク先 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/ondanka/ecooffice5/		
区域 施策編	状況		改定時期
		改正温対法に基づく策定・改定済	令和3年3月
	○	策定・改定中	令和7年度改定予定
	最新の区域施策編のリンク先 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/ondanka/ondanka-actionplan-dai2ji/		

【事務事業編】

第5次県庁エコオフィスパラン（令和3年3月策定）

計画期間：2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）

削減目標：2025年度に二酸化炭素排出量 45,897 トン削減（2013年度比 41%削減）

取組概要：全庁的に、日常的な省エネ取組の継続や設備更新等による取組を行うことで、基準年2013年度からの排出量の削減を目指す。

改定スケジュール：令和8年1月 庁内説明完了

令和8年3月 改定

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を推進。目標未設定。
公共施設の省エネルギー対策の徹底	新築建物の ZEB 化を推進。目標未設定。
電動車の導入	「長崎県環境物品等調達方針」に基づき、電動車等への更新を推進。目標未設定。
LED 照明の導入	照明器具に関して、LED 化を推進。目標未設定。
再エネ電力調達の推進	電気の供給を受ける契約について、入札参加資格の判定に二酸化炭素の排出に関する一定の基準を設ける等により、環境に配慮した契約を推進。目標未設定。

【区域施策編】

第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画（令和3年3月策定）

計画期間：2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）まで

削減目標：2030年度（令和12年度）に2013年度比で、

- ・全体目標：45.2%削減
- ・産業部門：53.2%削減
- ・業務その他部門：55.4%削減
- ・家庭部門：57.6%削減
- ・運輸部門：24.1%削減
- ・エネルギー転換部門：13.2%削減
- ・廃棄物部門：2.9%削減
- ・CO2 以外：12.9%削減

改定スケジュール：令和5年1月 長崎県環境審議会に諮問

令和6年3月現在、改定作業中。

COP28 を踏まえた国の新たな削減目標設定を勘案し、令和7年度改定予定。

＜異なる目標水準の設定をしている部門について＞

家庭部門については、1人当たりの二酸化炭素排出量が全国平均よりも少なく、取組が進んでいると判断されることから、国の削減目標よりも低い目標となっている。

運輸部門については、自動車による排出が大部分を占めており、併せて電動車の普及率が他県と比較して低いことから、電動車への転換にも時間を要するため、国の削減目標よりも低い目標となっている。

<各部門における削減取組について> ☆は重点対策加速化事業に基づく取組

部門	取組・目標
産業部門	【取組 1】省エネ推進 ・事業者の温室効果ガス排出削減計画の策定・実践支援 5件/令和6年度⇒成果を県民会議で共有、県全体への波及 ・省エネに関する国庫補助事業説明会の開催 県内3箇所で開催/令和6年度 ・条例に基づく事業者の排出量、削減計画の報告徴収 ☆公共施設の省エネ改修を推進（※県及び市町が実施） ・県庁エコオフィスプラン（事務事業編に基づく取組） 令和7年度までに二酸化炭素排出量を平成25年度比で41%削減 【取組 2】再エネ推進 ・太陽光発電設備の共同購入 ☆太陽光発電設備等設置への支援（※市町が実施） ・非化石証書の共同購入 ・ZEH プランナー、ビルダー向け国補助事業説明会の開催 県内3箇所で開催/令和6年度 ・太陽光発電導入説明会の開催 県内3箇所で開催/令和6年度 ☆公共施設への再エネ設備の設置（※県が実施） 【取組 3】県民総ぐるみの取組 ・「排出量の見える化」などの支援 ・ながさき環境県民会議の運営 ・「ながさきデコ活デジタルブック」の作成（事業者用）
業務その他部門	産業部門と同じ
家庭部門	【取組 1】省エネ推進 ・「ゼロカーボンアクション12」の普及啓発 ・エコふあみを活用した県民自らの削減対策の促進 登録者数20,000人（令和7年度）を目標 【取組 2】再エネ推進 ・太陽光発電設備の共同購入 ☆太陽光発電設備等設置への支援（※市町が実施） ・ながさき太陽光倶楽部の運営（Jクレジット） 【取組 3】県民総ぐるみの取組 ・ながさき環境県民会議の運営 ・県内各地の環境学習会での周知啓発 ・普及啓発用コンテンツの作成 ・「ながさきデコ活デジタルブック」の作成（家庭用） ・「ながさきデコ活アドバイス制度」の運営
運輸部門	・県有施設における県民向けEV充電設備設置 令和6年度に業者選定し設置数等の目標を設定 ☆県公用車の電動化推進（※県が実施） ・スマートムーブの普及啓発

(3) 地方公共団体実行計画における位置付け

◇第2次実行計画において、県は自らが行う事務事業全般において率先した地球温暖化（気候変動）対策の取組を推進することとしている。

◇また、第2次実行計画は2023年度（令和5年度）中間年度（令和7年度）に改定を予定しており、その中で重点対策加速化事業の取組について明記する。

- ・重点対策加速事業を県・市町が率先して実施する事業として位置づける
- ・県や市町の取組事例を様々な方法で広く発信することにより、県民や事業者の機運醸成を図る
- ・あらゆる主体へ横展開することにより、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県全体が一丸となって加速していく

◇第2次実行計画における2030年度温室効果ガス排出量削減目標（45.2%削減）のうち、本交付金による設備導入等の効果として、0.015%の温室効果ガス排出量削減に寄与する。

◇第2次実行計画における2030年度までの累計再エネ導入量目標（1,360MW）のうち、本交付金による設備導入等によって約4.9MWを導入する。

◇本県が実施する重点対策加速化事業は下記のとおりであり、本県の脱炭素化を促進するうえで必要不可欠な事業である。

- a) 公共施設の省エネ改修を推進（※県及び市町が実施）
- b) 太陽光発電設備等設置への支援（※市町が実施）
- c) 公共施設への再エネ設備の設置（※県が実施）
- d) 県公用車の電動化を推進（※県が実施）

◇a、c、dの取組は、県の地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく取組であり、県の率先した事業推進により、県全体のあらゆる主体への横展開を狙った非常に重要な取組である。

◇a、bの取組は、脱炭素に積極的に取り組む姿勢のある市町が、単独では申請が困難であることを理由に脱炭素の取組から取り残されることがないように、県が市町の事業を含めて申請を行い、県内全域で脱炭素化の取組を推進するものである。

◇特に令和6年度以降に実施を計画しているbの取組（民間事業者及び県民への太陽光発電設備等設置への支援）については、地域脱炭素の基盤となる即効性のある非常に重要な取組である。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性		
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2 削減/年)	1,571	
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	4,859	
(内訳)		
・太陽光発電設備	4,859kW	
・風力発電設備		
・地熱発電設備		
・中小水力発電設備		
・バイオマス発電設備		
③事業費 (千円)	2,233,230	
(うち交付対象事業費)	2,201,299	
④交付限度額 (千円)	1,013,275	
(内訳)		
	直接事業	120,326
	間接事業	892,949
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)	83.9	

＜申請事業＞

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和5年度	公共施設への太陽光発電設備の導入	2	121kW	22,780
	公共施設への蓄電池の導入	1	20kWh	333
令和6年度	公共施設への太陽光発電設備の導入	1	70kW	11,725
	公共施設への蓄電池の導入	1	20kWh	2,780
	個人住宅への太陽光発電設備の導入	219	876kW	61,320
	個人住宅への蓄電池の導入	219	1,752kWh	98,112
	民間事業者への太陽光発電設備の導入	23	92kW	4,600
	民間事業者への蓄電池の導入	23	184kWh	12,696
令和7年度	個人住宅への太陽光発電設備の導入	262	1,048kW	73,360
	個人住宅への蓄電池の導入	262	2,096kWh	117,376
	民間事業者への太陽光発電設備の導入	28	112kW	5,600
	民間事業者への蓄電池の導入	28	224kWh	15,456
令和8年度	個人住宅への太陽光発電設備の導入	227	908kW	63,560
	個人住宅への蓄電池の導入	227	1,816kWh	101,696
	民間事業者への太陽光発電設備の導入	24	96kW	4,800
	民間事業者への蓄電池の導入	24	192kWh	13,248
令和9年度	個人住宅への太陽光発電設備の導入	177	708kW	49,560
	個人住宅への蓄電池の導入	177	1,416kWh	79,296
	民間事業者への太陽光発電設備の導入	19	76kW	3,800
	民間事業者への蓄電池の導入	19	152kWh	10,488
令和10年度	公共施設への太陽光発電設備の導入	2	140kW	23,450
	公共施設への蓄電池の導入	2	40kWh	5,560
	個人住宅への太陽光発電設備の導入	138	552kW	38,640
	個人住宅への蓄電池の導入	138	1,104kWh	61,824
	民間事業者への太陽光発電設備の導入	15	60kW	3,000

	民間事業者への蓄電池の導入	15	120kWh	8,280
合計	公共施設への太陽光発電設備の導入	5	331kW	57,955
	公共施設への蓄電池設備の導入	4	80kWh	8,673
	個人住宅への太陽光発電設備の導入	1,023	4,092kW	286,440
	個人住宅への蓄電池の導入	1,023	8,184kWh	458,304
	民間事業者への太陽光発電設備の導入	109	436kW	21,800
	民間事業者への蓄電池の導入	109	872kWh	60,168

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額（千円）
令和 5 年度	公共施設の高効率空調機器への入替	4（12 台）	36,833
	公共施設の高効率照明機器への入替	4（30 件）	11,948
令和 6 年度	公共施設の高効率空調機器への入替	2（8 台）	32,519
	公共施設の高効率照明機器への入替	3（25 件）	4,720
令和 7 年度	公共施設の高効率照明機器への入替	1（2 件）	525
令和 8 年度	公共施設の高効率照明機器への入替	1（3 件）	525
令和 9 年度	公共施設の高効率照明機器への入替	1（3 件）	690
合計	公共施設の高効率空調機器への入替	6（20 台）	69,352
	公共施設の高効率照明機器への入替	10（63 件）	18,408

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額（千円）
令和 6 年度	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH 補助）	1（2 棟）	1,100
	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH+補助）	1（6 棟）	6,000
令和 7 年度	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH 補助）	1（2 棟）	1,100
	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH+補助）	1（6 棟）	6,000
令和 8 年度	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH 補助）	1（2 棟）	1,100
	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH+補助）	1（6 棟）	6,000
令和 9 年度	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH 補助）	1（2 棟）	1,100
	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH+補助）	1（6 棟）	6,000
合計	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH 補助）	4（8 棟）	4,400
	住宅の省エネ性能等の向上（個人新築 ZEH+補助）	4（24 棟）	24,000

オ ゼロカーボン・ドライブ		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額（千円）
令和 6 年度	県有施設への電気自動車の整備	1 台	550
	県有施設への充電設備の整備	1 台	205
令和 7 年度	県有施設への電気自動車の整備	1 台	550
	県有施設への充電設備の整備	1 台	205
令和 8 年度	県有施設への電気自動車の整備	1 台	550
	県有施設への充電設備の整備	1 台	205

令和 9 年度	県有施設への電気自動車の整備	1 台	550
	県有施設への充電設備の整備	1 台	205
令和 10 年度	県有施設への電気自動車の整備	1 台	550
	県有施設への充電設備の整備	1 台	205
合計	県有施設への電気自動車の整備	5 台	2,750
	県有施設への充電設備の整備	5 台	1,025

(2) 事業実施における創意工夫

- ◇県有施設について、令和 4 年度に「県有施設への太陽光発電設備導入可能性調査」を実施し、施設ごとに創エネ、省エネの観点から最適な手法を検討し、この結果に基づき令和 5 年度に県有施設 2 施設に PPA 方式により太陽光発電設備の導入を進めているところである。引き続き、確実に導入が見込める県有施設を対象に導入を検討していく。
- ◇県有施設への PPA 方式の導入にあたっては、総合評価方式一般競争入札を実施することにより、その施設に最も適したシステムを安価で導入することができる。また、太陽光発電設備と併せて蓄電池を導入することにより、余剰電力を効果的、効率的に利用するとともに、非常時のエネルギー源の確保により、レジリエンス強化を図る（蓄電池を導入するか否かについては事業者からの提案による。）。
- ◇上記取組について、事業者向けに成果報告会を実施することにより、市町及び事業者への横展開を図り、県内の PPA の拡大に寄与する。
- ◇市町と意見交換する中で、重点対策加速化事業に取り組みたいが、交付要件を満足する事業計画を策定することが困難なため単独で申請が難しい市町があったことから、脱炭素化に積極的に取り組む意向のある市町が取り残されることがないように、市町の事業を県の事業計画に取り込み、1 つの事業計画として事業を進める。
また、県が市町を介して補助事業を実施することで、脱炭素施策推進のノウハウを提供する。
- ◇太陽光発電設備等の導入は地域脱炭素の基盤となる非常に重要な取組である。太陽光発電設備等の導入補助について、市町に事業計画への参画の意向を確認したところ、多くの市町が実施したいとの結果であった。県と市町が一体となり、再生可能エネルギーの導入を強力に加速させるため、市町への間接補助により県内の太陽光発電設備等の設置を促進していく。
- ◇なお、本県の重点対策加速化事業計画により事業を実施する市町が今後単独で重点対策加速化事業に採択されたときは、本県の重点対策加速化事業計画から、当該市町にかかる事業を削除する。

(3) 地域課題の解決・地域特性の活用

地域課題	
地域課題の概要	未利用電力の発生
本県において太陽光発電施設が急速に普及しているが、その多くが FIT 売電されているのが実情である。一方で九州電力管内においては出力制御が頻繁に行われており、未利用電力が発生していることから、自家消費型太陽光発電への転換を進める必要がある。	
地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入	
本県は日照条件が良いことから、本交付金を活用し、自家消費型太陽光発電施設の導入を更に進めていく。	
重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について	
本交付金を活用し、自家消費型太陽光発電施設と蓄電池を整備することによって、再エネ由来電力の有効活用を図り、エネルギー自給率を向上させるとともに、原油価格の高騰への対策、地域のレジリエンス向上につなげる。	

(4) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）	
波及効果①	ながさき環境県民会議 県民、事業者、NPO、大学、行政等で構成する組織体で、幹事会及び部会（地

	球温暖化防止部会、4R 部会）を設置し、県民総ぐるみで環境保全活動に取り組んでいる組織（構成員は参考資料 2 を参照）。 ・ 重点対策加速化事業の取組や県が実施している取組等に関する成果を共有し、あらゆる主体に、脱炭素・資源循環型の経営やライフスタイルへの転換に係る取組を波及させる。 ・ 県民、民間事業者等の機運を醸成し、県全体への波及効果へと繋げる。
波及効果②	県内市町 ・ 市町の事業を県の事業計画に取り込み、1 つの事業計画として事業を進めることにより、再生可能エネルギーの導入等の重点対策の拡大がさらに加速することが見込まれる。

（５）推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

県民生活環境部地域環境課が申請窓口となり、庁内の各関係部局及び事業計画に参画する市町と連携を図りながら実施する。

【現在】

重点対策加速化事業の取組を主体となって推進している部署

県民生活環境部地域環境課温暖化対策班（人数 5 人、うち専従者 2 人）

【採択後（予定）】

②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

第 2 次実行計画における推進体制を活用する。

具体的には、下記に示した機関により重点対策加速化事業の進捗状況の報告及び取組の推進に係る助言等を求める。

◇ 21 長崎県環境づくり推進本部

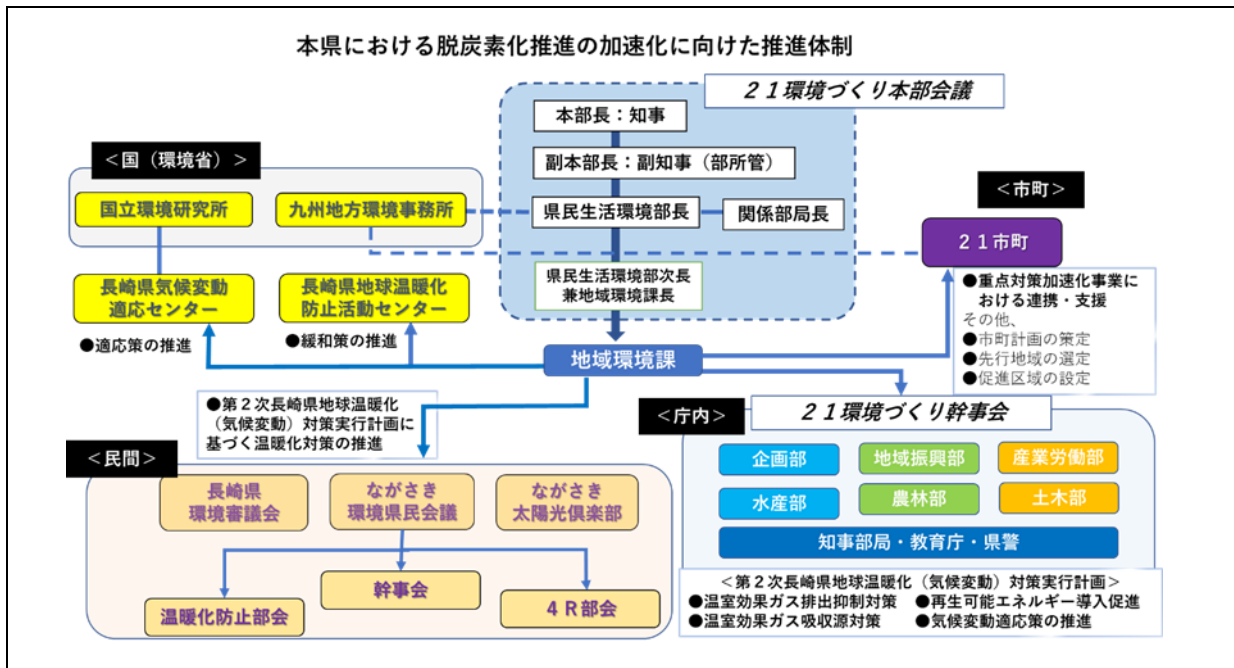
環境保全に関する重要事項について、関連する政策を総合的かつ効果的に推進するために、県庁内に設置した環境部局と関係部局で構成する組織。

◇ 長崎県環境審議会

環境基本法第 43 条、自然環境保全法第 51 条及び長崎県環境基本条例 27 条の規定により、設置された附属機関。環境基本計画に規定する事項、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査、審議する機関。

◇ ながさき環境県民会議

脱炭素社会、循環型社会の形成に向けた取組を進めるために設置された、県民、事業者、NPO、大学、行政等で組織された会議。総会及び 2 つの部会（温暖化防止部会・4R 部会）から成る。総会の内部には「幹事会」が設置され、ここで重要方針（案）を決定するほか、2 部会の活性化に向けた協議を行う。



3. その他

（1）独自の取組

【取組 1】省エネ推進

- ・事業者の温室効果ガス排出削減計画の策定・実践支援
- ・省エネに関する国庫補助事業説明会の開催
- ・条例に基づく事業者の排出量、削減計画の報告徴収
- ・県庁エコオフィスパラン（事務事業編に基づく取組）
- ・「ゼロカーボンアクション 12」の普及啓発
- ・エコふあみを活用した県民自らの削減対策の促進

【取組 2】再エネ推進

- ・太陽光発電設備の共同購入
- ・非化石証書の共同購入
- ・ZEH プランナー、ビルダー向け国補助事業説明会の開催
- ・太陽光発電導入説明会の開催
- ・ながさき太陽光倶楽部の運営（J クレジット）

【取組 3】県民総ぐるみの取組

- ・「排出量の見える化」などの支援
- ・ながさき環境県民会議の運営
- ・県内各地の環境学習会での周知啓発
- ・普及啓発用コンテンツの作成
- ・「ながさきデコ活デジタルブック」の作成（事業者用、家庭用）
- ・「ながさきデコ活アドバイス制度」の整備
- ・県有施設における県民向け EV 充電設備設置
- ・スマートムーブの普及啓発

・促進区域の設定

本県は、実行計画に掲げる再エネ導入目標達成に向け、市町が地域脱炭素化促進事業制度に基づき、円滑に促進区域を設定し、民間事業者等による促進事業が推進されるよう、本県の自然的社会的条件に応じた促進区域の設定に関する環境配慮基準（以下「基準」という。）を令和5年4月1日から施行している。

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要			
予算額			
実績・予定 件数			

(2) 施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	
・取組内容	
・関係府省庁の事業名	
・事業概要	
・所管府省庁名	
・活用予定事業費	
【取組概要】	

(3) 財政力指数

財政力指数	
令和4年度 長崎県財政力指数	0.33263

(4) 地域特例

地域特例						
沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域
					○	○

対象事業：南島原市（半島地域、過疎地域に該当）に所在する公共施設の省エネ改修を実施（高効率空調への入替、LED への入替）